

平成30年 第2回相楽東部広域連合議会定例会

日時 平成30年7月13日(月)
9:30～12:30

～速記録～

◎ 議長(杉岡 義信)

皆さん、おはようございます。議員の皆様には、何かとご多忙のところご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしくご審議くださいますとともに、円滑な議会運営にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。去る6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、プール沿いのブロック塀が倒れ、登校途中の小学生が下敷きになり死亡するといった、痛ましい事故が発生しました。また、先週の西日本を中心とした記録的大雨による平成30年7月豪雨では、11府県に大雨特別警報が発表されるなど、各地で甚大な被害が発生し、多数の尊い命が失われました。本日の会議を開催する前に、これらの災害により犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表し、1分間の黙禱を捧げたいと思います。皆さん、ご起立願います。黙禱。

(黙禱)

◎ 議長(杉岡 義信)

ご着席ください。会議に先立ちまして、本年3月26日の和東町議会定例会において、議会構成の変更が行われ、新しく岡本正意議員が相楽東部広域連合議会議員となりましたのでご紹介いたします。また、7月5日開催の議会運営委員会において、副委員長に岡田 勇議員が互選されましたので報告いたします。続きまして、職員の異動がありましたのでご紹介いたします。京都府から派遣をいただいております、事務局長兼議会事務局長の安原正康君。

◎ 事務局長兼議会事務局長(安原 正康)

安原でございます。よろしく申し上げます。

◎ 議長(杉岡 義信)

会計管理者兼環境課長の中嶋孝浩君。生涯学習課長の井上浩樹君。本日、裁判等に係る説明要員といたしまして、波多野環境課指導員を招致しておりますので、よろしくお願いをいたします。ただいまから、平成30年第2回相楽東部広域連合議会定例会を開会いたします。堀広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長(堀 忠雄)

皆さん、おはようございます。本日は、平成30年第2回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中をご出席をいただき、まことにありがとうございます。初めに、ただいまも黙禱をささげさせていただいたところでございますが、このたびの大阪府北部を震源とする地震、さらには、平成30年7月豪雨により、お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りし、被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念いたします。さて「テールアルメ裁判の控訴審につきましては、去る5月24日の口頭弁論期日において、裁判所から次回7月19日の口頭弁論期日で争点整理案を確定し、近日中結審の方向性が示されました。4年余りの非常に長い控訴審でありましたが、控訴人の主張、特に原因論につきまして、専門家にご教授いただきながら対応してまいりました。1審の提訴以来、11年余り、ようやく一定のめどがつくものと思われまふ。本定例会におきましては、繰越計算書に関する報告、平成29年度補正予算（第4号）専決の承認、第2次広域計画の変更及び平成30年度補正予算（第1号）の案の件、公平委員会委員の選任に関する同意につきまして、ご審議をお願い申し上げます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、まことにご苦勞さまでございます。ありがとうございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。西昭夫議員から欠席の届けが出ています。日程第1 議席の指定を行います。議席は、会議規則第3条の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。日程第2 会議録署名議員の指名を行います。本定例会会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、3番 北久保浩司議員、4番 藤井清隆議員を指名します。日程第3 会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る7月5日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（杉岡 義信）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定いたしました。日程第4 閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに、総務厚生常任副委員長 西岡良祐議員。

◎ 総務厚生常任副委員長（西岡 良祐）

皆さん、おはようございます。西岡でございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。なお、委員会当日は岡田委員長が欠席であったため、代理として、副委員長の私

からご報告をさせていただきます。本委員会は、6月28日午前9時30分から和東町体験交流センター会議室において開催をいたしました。まず、平成30年度一般会計予算執行状況について、総務課及び環境課が所管する事業に関して説明を受けました。次に、環境課指導員から、6月の大阪府北部で発生した地震によるクリーンセンターへの影響及びテールアルメ裁判の経過について説明を受けました。それによりますと、地震による影響はなかったこと、裁判については、次回7月19日の口頭弁論期日で争点整理案を確定し、近日中結審の方向性が示されたとのことでした。委員からは、裁判の終結について、当方の弁護士の見解を問う質問が出ました。次に、平成30年第2回定例会の概要として、平成29年度一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書、平成29年度一般会計補正予算（第4号）専決、第2次広域計画変更、それから、平成30年度一般会計補正予算（第1号）案、相楽東部地域公平委員会委員の選任の件について説明を受けました。委員からは、繰越明許費計算書に関しては、請負金額の変更理由等について、平成29年度補正予算（第4号）専決に関しては、クリーンセンターの工事請負費の減額理由等について、また、平成30年度一般会計補正予算（第1号）案に関しては、次期ごみ処理計画の進捗状況やクリーンセンターにおける地元理解や施設の耐震性についての質問が出されました。以上、6月28日に実施した総務厚生常任委員会の報告を終わります。

◎ 議長（杉岡 義信）

続きまして、文教常任委員長 坂本英人議員。

◎ 文教常任委員長（坂本 英人）

文教常任委員会から報告をいたします。皆さん、おはようございます。坂本でございます。文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は、6月29日午前9時半から、和東町体験交流センター会議室において開催されました。まず、教育委員会が所管する平成30年度事務事業の進捗状況と5月末現在の予算執行状況について報告を受けました。その後、質疑応答では、大阪北部で発生した地震について連合管内の小中学校での被害状況の有無、通学路の安全確認状況、また、昨年度末に小中学校で導入された出勤管理システムの効果、さらには、部活動指導方針の概要に関する質問が出されました。次に、平成30年度第2回相楽東部広域連合定例議会の概要として、29年度一般会計補正予算（第4号）専決、相楽東部広域連合第2次広域計画変更の件、平成30年度一般会計補正予算（第1号）案の件、公平委員会委員の選任の件について説明を受けました。その後の質疑応答では、繰越明許費繰越計算書に関して、工事の現状や契約状況について質問があり、第2次広域計画変更に関しては、認知症初期集中支援事業の成果について、平成30年度一般会計補正予算（第1号）案に関しては、町史編さん室の体制や事業の進捗状況、和東町給食センターの真空冷却機の概要、また、アレルギー児童のための対応についての質問が出されました。最後に、その他として、環境課指導員よりテールアルメ裁判の経過を説明し

ていただきました。以上で、6月29日に実施した文教常任委員会の報告を終わらせていただきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

以上で報告を終わります。日程第5 一般質問を行います。質問時間は、答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。3番 北久保浩司議員の発言を許します。

◎ 3番（北久保 浩司）

3番議員の北久保でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。大きく分けて、2点質問させていただきます。まず最初に、相楽東部広域連合廃棄物処理施設の協定更新についてお伺いいたします。来る平成31年3月をもって、相楽東部広域連合廃棄物処理施設の地元との協定期限を迎えます。本日は、その件について、連合長、副連合長のお考えをお伺いいたします。廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理は各自治体で処理することを国が定めており、私は、安易に外部委託するものではないと考えます。相楽東部の一般廃棄物処理については、選択肢は、私は3つになると考えます。1つは、地元との協定を延長してもらい、今までどおり進める。2つ目は、外部の民間事業者に丸投げする。3つ目は、近隣の炉にお願いをする、の3つです。私としては、安易に外部に委託するのではなく、自分たちのごみは自分たちで処理をするという原則論に立って、地元の業者を守り育てていく、また、相楽東部クリーンセンターを維持継続し、そこで働く人たちの雇用を確保する、そして、廃炉になった場合、その施設の撤去費や、また、国などからの補助金の対応なども考えなければなりません。地元の方々の理解を得て、協定を延長するのが最も望ましいと考えますが、どのようにお考えされているのかお伺いいたします。2点目に、児童生徒等に安全についてお伺いいたします。通学路の安全確保対策について、どうされていくのか、また、2点目、防犯カメラ等の防犯対策の現状と今後について、3点目、大規模災害発生時の学校の安全対策についてお伺いいたします。以上、再質問については自席に戻って質問をさせていただきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま北久保議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。現在の施設が平成30年度末で、地元との公害防止協定で定められた20年という期限を迎えることとなりますが、まず、この間、住民及び議員の皆様方のご理解とご協力によりまして、無事に運転を続けることができっておりますこと、厚く御礼を申し上げさせて

いただきたいと思います。ご質問いただきました、今後の一般廃棄物処理につきましては、ごみ処理検討委員会報告書で示された、ただいまご質問にもありましたように、3つの方向性、つまり、3町村での処理の継続、新たな広域処理及び民間施設での処理といった手法について、議員ご指摘の、地元業者の振興や地元雇用の確保、廃止した場合の影響や費用といった観点も踏まえ、議員の皆さんと議論しながら、総合的に検討を進めてまいりました。その中で、一般廃棄物の処理は市町村の責務であるという法律の趣旨、また、20年を超えても、機能的にはまだ当面使用可能であることから、まずは、協定を提携している地元に対して、延長のお願いをすべく、鋭意調整を進めているところでございます。また、新たな広域処理につきましても、地元との関係などの諸事情もありますけれども、早期の実現には困難な状況で、今のところありますが、将来的に、木津川市の新しい焼却施設での処理に向け、できる限りのお願いをしているところでもあります。いずれにいたしましても、現在、関係者と協議、交渉を進めているところでございますので、今年度末までに、現在の施設での継続処理や新たな広域処理の枠組みが実現できない場合には、ごみ処理が滞るという状況には決してならないよう、あくまで緊急避難措置として、民間施設での処理委託に向けての準備も並行して進めていると、こういうところでございます。今後とも、現在の施設の延長に向け、地元の理解を得られるよう丁寧に説明し、粘り強く交渉してまいりますので、引き続きご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。続きまして、2番目でございますが、児童生徒等の安全についてにお答えをさせていただきます。通学路を含めました、学校における子どもの安全確保につきましては、学校が子どもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として、安全で安心な環境を確保されていることは大前提でありますので、しっかりと対応していかなければならないものであると認識いたしております。一方で、学校で不審者が侵入して危害を加えるといった事件や先月発生した大阪府北部地震において、学校のブロック塀が倒壊し、子どもが犠牲となるなど、学校における安全対策の重要性を再認識させられたところであります。これまでから、関係町村、警察署、土木事務所をはじめとする関係機関と連携を図りながら、通学路の安全対策や学校における防犯・防災の安全対策を進めているところでございますが、今後とも子どもたちが安全に、安心して学校生活を送れるよう、安全対策の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。具体的な学校の安全対策につきましては、西本教育長から答弁をさせていただきます。以上、北久保議員からのご質問にお答えをさせていただきました。ありがとうございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

北久保議員のご質問、学校における安全対策についてお答えします。連合教育委員会で

は、日ごろより交通安全、生活安全、災害安全の3領域を通して、安心・安全の確保に向けた教育環境の整備に努めているところです。まずは、交通安全、通学路の安全確保についてです。各校におきましては、教職員とPTAが定期的に通学路点検を実施し、危険箇所の確認及び児童生徒の安全確保に向けた取り組みを進めております。もちろん、このたびの大阪府北部地震を受けて、緊急に通学路点検を実施したことは言うまでもありません。さて、連合教育委員会では、通学路の安全確保に向けた取り組みを、一層効果的・効率的に推進するために、平成27年2月に相楽東部広域連合通学路交通安全プログラムを策定し、これに基づいて、翌月、相楽東部広域連合通学路安全推進会議を立ち上げました。学校関係者、PTA役員のみならず、構成3町村の行政関係者、山城教育局、山城南土木事務所、木津警察署の皆さんにも定期的にお集まり願ひ、それぞれの立場から安全対策に係る情報や意見をいただいております。校区ごとの通学路現況調査や合同点検にも参加していただき、情報の共有化、危険箇所の確認、安全対策の検討などがなされています。なお、今学校施設において、全国的に最大の点検箇所となっておりますブロック塀についてですが、第一段階の点検の結果、管内5小中学校のうち、ブロック塀が設置されているのは2校です。亀裂、傾き、ぐらつき等の状況把握から、いずれも早急に対応が必要と考えられるブロック塀ではないことを確認しております。ただ、今後、内部点検等により詳細な安全点検を行い、改築・改修の必要性について検討してまいりたいというふうに考えております。次に、生活安全についてです。いわゆる不審者対応です。近年、学校内外で凶悪な事件が多発しており、以前にも増して児童生徒及び教職員の安全確保と学校の安全管理が強く求められています。教育委員会では、小中学校と協議しつつ、必要な対策を講じているところです。防犯カメラは、各校敷地内に、少なくとも2台から4台を設置しております。また、「さすまた」も職員室に数本常備しております。具体的な取り組みとしましては、教職員の危機管理意識の強化、木津警察署員を講師に招いた、不審者侵入を想定した防犯や避難の訓練、児童に対する防犯教室を進めています。3つ目の災害安全についてです。地震、火災、暴風雨、洪水等の災害が発生した場合の学校の対応策につきましては、各校とも危機管理マニュアルを策定し、多様な災害に対する避難訓練を行っております。教育委員会としましても、大川小の控訴審で指摘されたように、常に想定外を考慮した危機管理マニュアルの見直しと改善に取り組むよう、指導しておるところです。以上、安心・安全な学校づくりにおける管理面について述べました。ただ、管理面だけでは十分とは言えません。安心・安全の確保には、児童生徒に対する指導面も大事にしていく必要があると考えております。児童生徒を取り巻く状況は、日々変容を遂げ、それに伴って危険も多様化しています。今後も、交通・生活・災害の各視点から、きめ細かい点検活動を行い、子どもたちの学校生活環境の改善に努めていきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひをします。

◎ 議長（杉岡 義信）

議長から、ちょっと皆さんに申し上げます。答弁される方は、挙手をもって、大きな声で議長にわかるようお願いを申し上げます。北久保君。

◎ 3番（北久保 浩司）

それでは、再質問させていただきます。連合長、副連合長にお聞きしたいんですけど、このごみ問題については、住民の方々が本当に心配されて、「これ進んでるんか」と、「おまえ、連合に行っているんやったらどうなっているんや」ということを、常に聞かれます。本当に、ごみというのは毎日のことなんで、住民の人にとっては先が見えない不安を抱えられているのが現状であります。そんな中、いろんな手段をとっていただいているということはよくわかっております。先ほどの連合長の話にも、あらゆる手段をとって、安心してもらえるように頑張っているということは重々わかるんですけども、再度、連合長、副連合長にお聞きします。住民に、本当に安心して大丈夫やということを、僕らも言っていいかということを再確認でお答えいただけますか。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

はい。お答えいたします。今、住民の皆さんには、本当にご心配をおかけしているところでございますが、住民の皆さんのほうでのごみの収集、こういった体制は変わらないわけでありまして。収集をさせていただいて、そしてそれを焼却というところが、焼却施設が使えるか、使えないかということが問題です。ここは、議員のご質問がありますように、法律の趣旨、そして、まだ施設が20年と使える、そういうことから、やっぱり協定の中には「延長はしない」という項目が入っているわけですから、ゼロから粘り強く、きっちり説明をさせていただかなきゃな、これがやっぱり筋でございますので、まずはそれで努めさせていただきます。ただ、ご心配いただいていますように、あと1年もないわけですから、そうしたら、その間どないなる、ごみがとまるんじゃないかと、こういうことのご心配のようですけども、これは先ほど申し上げましたように、ごみを燃やすか、燃やせなかつたら、さっきの3つの案の処理をと、そういう意味で緊急避難をとる。それとあわせて、緊急避難をとっておりますけれども、並行して施設の延長に向けて努力をしてみたい、このように思っているところであります。今ありますように、住民には十分ご心配かけない方向でも進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

手仲副連合長。

◎ 副連合長（手仲 圓容）

連合長、副連合長、認識は統一しております。ですから、ただいま連合長からお答えしたとおりでございます、共有しているところでございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

北久保君。

◎ 3番（北久保 浩司）

それと、先ほども質問させていただいたんですけれども、今まで相楽東部広域連合廃棄物処理施設に尽力いただきました人たちも、業者の方々も大変心配され、また、そこで働いているクリーンセンターの方々も不安に思われていると思います。この人たちの雇用を確保して、やっぱりしっかり地元の業者を育てていったり、雇用を守っていくというのも重要なことだと思うんですけど、その辺について、連合長、副連合長、どのように考えているか、それは3人ともにちょっとご質問します。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えいたします。ただいま、議員からもご質問ありましたように、本当に事故もなく、こうして進めてまいりましたのは、地元の住民の皆様をはじめ、多くの皆さん方、そして、いろいろと取り携わる皆さん方のおかげだと、改めて感謝いたしているところでございます。そして、和束町の地元にある中で、特に和束町の業者が携わっておったと、こういうことで地元の雇用確保のご心配をいただいているということは、非常に地元町長としてもありがたいことであります。しかし、こういったことは、やっぱり大事な税金とか、ある意味では貴重な財源でありますから、そういったものを絡めて、やっぱりそれはそれとして、合理的・経済的な方向も一方では求めていかなければならない、このように思っているところであります。今、ご質問いただきました内容については、重々重きを置きながら、今後の業務の遂行にも当たってまいりたい、このように思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

順番に聞くのか。3人に。

◎ 3番（北久保 浩司）

はい。お願いします。3人に。

◎ 議長（杉岡 義信）

手仲副連合長。

◎ 副連合長（手仲 圓容）

地元の雇用を守っていくというのは、それぞれの町村、同じ考えでございます。ですから、私も、地元の雇用を大事にしていきたいというふうな気持ちは持っております。東部じんかいの雇用そのものについてどうするかというのは今後の課題でございますので、これから業者とも協議をしていかなければならないというふうに思っております。ただいま副連合長がお答えしたとおりでございます。地元の雇用というものは大事にしていきたい気持ちは同じでございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

西村副連合長。

◎ 副連合長（西村 典夫）

先ほど出ていますけれども、平成31年度当初のごみ処理につきましては、断じて1日たりとも収集運搬業務を滞らせてはいけない、そういう気持ちで取り組んでいかなければならないと考えております。今、地元業者に対して考えていかなければならないというご意見でございますけれども、私もそのように思います。民間委託する場合におきましては、またプロポーザルなどを実施していく流れでございますけれども、そういう点も加味して、そういうことを実施していくことも観点に置かなければならないと考えております。

◎ 議長（杉岡 義信）

北久保君。

◎ 3番（北久保 浩司）

ありがとうございます。3人にお答えいただきまして、本当に安心しておりますが、やはり働いている方というのは、本当に不安に思われていると思いますので、何とか地元の方々の雇用をしっかり守っていただいた上で、住民に一番安心していただいて、また、経済的にも負担がかからないように取り組んでいただきたいと思います。そのためには、私たちもしっかり協力していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。続いて、学校の児童生徒の安全についての再質問をさせていただきます。大阪府北部を中心とした震源で、本当に大切な命が奪われました。学校施設の安全性というのは、本当に今、問われている時代でございます。そんな中、東部3町村の学校施設等では、本当

に安全があるのかというのは、ちょっと不安に思う点が多々あります。ただ、その中でも、投てき板等がある学校もあると聞いていますので、そういった件、教育長、ブロック塀もあるんですけど、いろんな建物が崩壊したときに、地震というのは想定外のことが起こることも多々ありますけれども、そういったことを「想定内であった」と言えるように、これからもしていかなければいけないと思うんですけども、その辺についてはどうお考えですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほどもお答えしましたように、学校は、これまで地震に対しては、いわゆる校舎等の耐震が中心でした。どちらかといったら、いわゆるブロック等については、今回改めて文科省をはじめとして、施設管理の対象として見直されたところですよ。議員おっしゃるように、ブロック塀だけではなくて、ほかにもいろんな施設・設備については危険があり得るということですね、想定外のことというのは当然起こり得ることだと思いますので、先ほど述べましたように、学校施設・設備の安全管理、それから、それに伴う、先ほど言いました生活安全、交通安全、災害安全、このあたりも含めて再度学校の方に指示しながら、一緒にやっていきたいというふうに考えております。いずれにしましても、学校がやっぱり安心・安全な場所でなかったらあかんと思っていますので、そのあたりは力を注いでいきたいというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

北久保君。

◎ 3番（北久保 浩司）

本当に今の世の中、想定ではできないような事件も多々起こっております。というのは、起こった事件も、今まででは考えられなかった、学校に銃弾を向けられる、そういった悲劇が起こっているという中、やはりこういった子どもというのは地域の宝物でありますので、やっぱり学校だけ、教育関係者だけじゃなく、地域で本当に子どもたちを守っていき、育てていく、それは、やはり私たちも含んだ住民も一丸となって取り組まなければならない問題だと思いますので、どうかこれから先も、「あらゆることが想定内であった」とはつきりと言えるような取り組みをお願いいたしまして、もう時間も来ましたので私の一般質問を終わりにさせていただきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

3番 北久保浩司議員の一般質問が終了しました。続きまして、1番 岡本正意議員の発言を許します。岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

皆さん、おはようございます。和東町の岡本です。私は、2つのテーマについて、教育長、並びに連合長に質問いたします。第1に、教育費の負担軽減、無償化へさらに努力をいただきたいことについて伺います。この4月からスタートした、給食費や修学旅行費の無償化の取り組みについては、大きな前進であり、繰り返し実現を求めてきた一人としても喜びに堪えません。思い切った判断をしていただいたことに、敬意を表したいと思えます。無償化の取り組みは、単に経済的負担の軽減だけが目的ではなく、何よりも子どもたちの学習権の保障にこそ真の目的があると思えます。その意味では、無償化の取り組みは半ばであり、引き続き努力をいただきたいとの立場から、以下質問をいたします。1点目に、伊根町の取り組みにも学び、教材費の無償化の検討、実施を求めます。2点目に、卒業アルバム代や校外学習費等の補助拡充、無償化についても検討を求めます。3点目に、高校生の通学費補助制度の拡充についてであります。一つは、和東町の通学定期代補助制度の拡充、2つ目に、テスト定期代等への補助の実施について、それぞれ答弁を求めます。以上についての明確な答弁をお願いいたします。第2に、相楽東部クリーンセンターの稼働期限後の対応について伺います。センターの稼働期限が来年3月末に迫っており、どのような対応を行われるにしても、早期に方向性を住民に明らかにすべき時期と考えております。その立場から、3点伺います。1点目に、地元関係区への説明は終了されたのか。もし、まだであるならば、いつ実施されるのか、答弁を求めます。2点目に、稼働期限後の廃棄物処理の方向性、つまりは、先ほども指摘がありました3つの方向性がありますけれども、その方向性について確定をされたのかどうか、答弁を求めます。3点目に、仮に民間委託した場合の経費の試算はお持ちでしょうか。また、収集方法や収集日程、分別等の変更は考えられないのか、期限まで10カ月を切る中で、当然こういった点については既に検討されているというふうに思いますが、明確な答弁を求めたいと思えます。以上、2つのテーマについて明確な答弁を求めます。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

岡本議員の一般質問、教育費の負担軽減、無償化についてお答えします。教育費につきましては、本年度より、学校給食費及び修学旅行費の無償化に取り組みました。これは、連合の教育に関する大綱の基本方針に掲げる、「相楽東部の人づくり・地域づくり・未来づくり」、すなわち、相楽東部の明日を切り拓く人づくりを、一層進めるための新たな施策と

して実施しているものです。結果として、保護者負担の軽減につながり、好意的に受け取ってもらっているものと思っております。教育委員会としましては、まず、この施策の実施状況及び成果等をじっくりと検証し、さらなる充実に向けて必要な検討を重ねていきたいと考えております。議員ご指摘の教材費につきましては、現状、保護者のご理解とご協力をいただく中で、実費を負担していただいております。教育委員会としましては、子どもの貧困対策という視点からも、各校に対して保護者負担の一層の軽減に努めるよう、指導しています。校長会や予算説明会等を通して、予算化されている教育振興費の有効活用を図ること、それから、教材・ドリル・ワーク類等の使用については、極力精選を図ること、また、可能な限り手づくりも試みてみるなどについて、共通理解を図っておるところです。次に、校外活動費についてです。社会見学は、連合の場合、交通手段としてスクールバスを使用しておりますので、費用としては、入場料等に限定されています。したがって、他の市町に比べて保護者負担はかなり少ないのではないかと認識しております。林間学習に係る補助は、3小学校合同で実施するようになり、今後は、教育委員会要綱の見直しを図っていききたいと考えております。卒業アルバムにつきましては、連合設立以前の実績から一部公費負担としていますが、一律にはなっておりません。なお、校外活動費、学習学用品等に係る保護者負担の軽減策として、就学援助制度を設けております。所得の状況等によりますが、これらの全額、または一部を補助する制度です。引き続きこの制度の活用を奨励していききたいというふうに思っております。最後に、高校生通学費補助制度についてお答えします。和束町高校等通学費補助金交付要綱は、和束町に在住する高校生等の通学手段として、公共交通機関の利用促進を図ることを目的に、連合設立以前にバス通学する生徒の保護者負担の軽減策として制度化され、その事務を連合教育委員会が担当しているところ。現在、定期券の額の2分の1を補助しており、関係保護者には大変喜んでいただいているのではないかと考えております。教育委員会としましては、和束町独自の行政施策を尊重するとともに、現制度を維持することで引き続き保護者のご理解とご協力を得られるよう、適切に対応していききたいと考えております。なお、和束町からも、現在のところ、本制度の拡充等改定に係る連絡・相談等はありません。ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

岡本議員からいただきましたご質問に、お答えをさせていただきたいと思っております。一部、先ほど北久保議員にお答えさせていただきました内容と重なるところがあると思っております。お許しをさせていただきたいと思っております。施設の運転に当たりましては、地元との公害防止協定を締結し、公害環境測定結果や年度事業計画を共有しながら、安全な施設運営に取り組ん

できたところではありますが、本年度末をもって、公害防止協定が終了すると、こういうことになっております。住民の方々のご理解により、これまで無事に運転を続けることができたことを踏まえ、この協定の内容は真摯に受けとめながら、現在、地元と期限終了後の施設運転の可能性について、話をしているところでございます。したがって、いつ終了ということでは明言はできませんけれども、引き続き丁寧に説明してまいりたいと、このように考えているところであります。次に、期限終了後の廃棄物処理の方向性についてであります。先ほど北久保議員のご質問にお答えしたとおり、一般廃棄物の処理は市町村が責任を持たなければならないという法律の趣旨、また、20年を超えても、機能的にもまだ使用可能であることから、地元の了解が前提となりますが、現在の施設の延長、さらに新たな広域処理として、木津川市の新しい焼却施設への受け入れについてさまざまな場面をお願いするなど、タイミングを見計らいながら適切に対応してまいりたいと、このように考えているところであります。現在、関係機関等との調整を図っているところでありますので、一時的に避難措置として、また、民間施設での処理委託の準備も並行して進めることとしておりますが、経費につきましては、委託する場合の仕様を検討・精査しているところでありますので、まだ試算はできていないというのが実情であります。しかしながら、現在議論しておりますのは、あくまでごみ収集後の処理、具体的には、焼却をどこで行うかということですので、収集方法や日程、分別等の変更は考えておりません。これは、先ほど北久保議員にもお答えし、住民の心配要らない方向で進めている、このように考えているところであります。以上、岡本議員のご質問にお答えをさせていただきました。ありがとうございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

それでは、まず1点目の教育費の関係ですけれども、先ほど紹介しました、伊根町の小中学校教材費無償化事業というものがあります。これは、平成27年4月から、いわゆる今年、相楽東部が始められた給食費や修学旅行費の無償化とあわせて、これも実施をされたという経過がございます。これによりますと、対象経費として、教材の購入に要する経費ということで定められておまして、具体的には、教科別テストやドリル、問題集、資料集、各種用紙類、また、教科別実習材料費や理科実験セット、粘土、粘土板、その他教材として区分されるものということで対象経費が区分されております。そういった伊根町の事業を、仮に相楽東部で行った場合にどうなるかということで、昨年度の和東中学校の教育経費の明細について資料をいただいたんですけれども、それを見ておきますと、3学年の総支出として、17万2,303円が支出されておりますけれども、うち、教材費という枠で支出されているのが4万6,483円というふうになっております。修学旅行のお金

とか、校外学習のお金等をちょっと別としましても、大体やはり教材費というのは半分ぐらいなんです、教育費の負担の内容になっているというふうに見受けられます。そういった意味で、やはりまだまだ年間に、義務教育でありながらこういった経費が個人負担となっているという状況は、じっくりと先ほど言われましたけれども、やはり早期に、今度の取り組みも踏まえて、既に和東町とも交流のある伊根町では3年前から取り組まれている事業でもありますので、ぜひこういったものも個人負担とならないように検討いただきたいというふうに思うんですけれども、その辺は教育長、もう一度いかがですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

伊根町の状況等は、お互いに教育長同士ふだんから連絡をとっておりますので、大体状況はつかんでおります。ただ、伊根町と広域連合、財政的にも一緒にはなりませんので、大事な視点というのはこれからも引き継いでいきたいというふうに思っております。今、議員おっしゃったように、小学校に比べて中学校、特に校外活動費等が小学校に比べて若干高いなというところは、教育委員会としても把握をしておるところです。先ほども申しましたように、今、うちは給食費と修学旅行費、まずここに入りましたから、その検証をしながら、今後も検討を続けていきたいというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

連絡をとり合っていたらということですから、ぜひ検討をいただきたいというふうに思います。それで、先ほど校外学習費については、バス等をスクールバスで対応いただいているので、交通費等については一定軽減されているということは承知しているんですけれども、ただ、今日明細等を見ておりますと、いわゆる活動費等で、やはり例えば6,000円近くかかっていたりとか、また、1万円近くの経費がかかっているケースもあります。ぜひそういった面について、やはり一定の補助等を検討いただきたいと思えますし、よろしくお願ひしたいと思うんです。それと、もう一度お聞きしておきたいのは、卒業経費の問題です。先ほど卒業アルバム等について、和東中学校でいいますと、確か2,000円の公費負担をしていただいているんですけれども、8,410円のアルバム代になっているんです。プラス記念品が1,600円ということで、合わせて1万円の個人負担で卒業記念品が渡されているという状況があります。しかも、これは私も経験いたしましたけれども、卒業アルバムについては、事前に「買いますか、買いませんか」という、そう

いう確認がされているんです。もちろん経費がかかりますから、「どうしますか」ということは、丁寧といえば丁寧ですけども、ただ、やはり卒業アルバムというのは、基本的には中学校でいえば3年間の生徒の成長の記録であり、また、学習の成果としてあらわすものだと思うんです。そういったものをお金と引きかえに渡すか、渡さないかということ、形としてそうになっているというのは、やはり適切じゃないんじゃないかと、卒業という制度からしても。記念品自身も、本来は「記念品」ですから、要はお祝いとして贈呈しているものだと思うんです。それをいったら、保護者の負担で賄っているというのも、これもやはりちょっと趣旨としておかしいんじゃないかと思うんです。ですから、先ほど卒業アルバムで買うか、買わないかみたいな選択を、子どもたちや、また保護者に強いているという状況がありますから、せめてこういったものについては直ちに検討いただいて、公費で贈呈していただくというようなことで対応できないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

前にも答弁させてもらったと思うんですが、卒業アルバムにつきましては、これはいわゆる教材ではありません。思い出をつくって、もちろん大事なものは大事なものなんですけど、先ほども言いましたように、これは連合前からの各学校の取り組みがかなりばらつきがあります。今、補助がされているのが笠置小学校と和東中学校、あとはされておられません。これは、今後の課題だというふうには思っております。すぐにはちょっとできませんけれども、また検討はしていきたいというふうに思います。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

考えてはいただいているということですので、ぜひ鋭意検討をいただきたいし、早期に負担軽減が図られるようにご配慮いただきたいというふうに、これは強く要望しておきたいと思います。この教育費の負担の問題で、最後に高校生の通学費の問題ですけども、先ほど教育長は、和東町のほうからそういう負担の軽減について相談を受けていないというふうに言われましたけれども、これは、ちょっと今日は答弁を求めてませんから仕方ありませんけれども、和東町の議会では、連合長は町長の立場で、高校生の通学補助については前向きに検討するというふうに答弁されております。先日の6月議会でも、教育委員会と協議をして検討するというふうに答弁されてますので、全く和東町が検討されていな

いわけじゃないんです。ですので、そこはやはり緊密に連携いただいて、早期に検討いただいて、来年度に向けても改善が図られるようにしていただきたいと思うんです。それで、ちょっと教育長に1点お聞きしておきたいんですけど、やはり高校生の、和東町でいえば、和東町から一番近い木津高校や南陽高校等に通学するだけでも、仮に公共交通機関を使用して行った場合に、年間どれぐらいかかるというふうにお考えであるかということなんです。それがやはり和東町や、また、相楽東部から高校に通う子どもたち、また保護者にとって、「相楽東部ならではの」ってよく言われますよね、まさにその「ならでは」の矛盾なんです。要は、和東町でいえば、15万円から30万円もの、学校にたどりつくまでの間の通学費がかかっているわけです、公共交通機関を真面目に使えばですよ。こういったことは、他の木津川市とか精華町から同じ木津高校や南陽高校に通ってくるような高校生ではありません。ですから、やはりそれだけ和東町や東部から高校に通うっていうことは大きな負担になっているということ、もう少し親身になって考えていただきたいというふうに思うんです。これは、お隣の宇治田原町では、あそこも交通機関がバスしかないという状況ですので、それに係る経費については無償化されております。ですから、やはりこういった学校にたどりつくまでの負担というのは、時間とか、そういったものはどうこうできませんけど、経費そのものは教育行政の中で十分にカバーできるわけですから、そういった大きな負担になっているところは取り除いていくということ、教育委員会としても自分の課題として取り組んでいただきたいし、町のほうはもう検討に入っておられますから、早期に検討を始めていただきたいと思うんですが、いかがですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほども申しましたように、これは和東町独自の施策ですから、和東町さんがこういう方向で考えているというのがありましたら、もちろん教育委員会も一緒に考えさせていただきます。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

ですので、ぜひ早期に協議いただきたいと思います。高校生は、義務教育時代と違って、教科書の問題とか、部活動の経費であるとか、また交通費もそうですけど、さまざまな意味で大きな負担が発生しております。ほぼ皆さんが高校に進学する時代ですから、やはり教育費を少しでも減らしていくという観点から、早急に検討いただきたいというふうに強

くこれも要求しておきたいと思います。残りの時間で、クリーンセンターの問題ですけど、私、ちょっと連合長のお話を聞いて、基本的に具体的な話が一つもないんですよ。あったのは、いわゆる収集方法等は変わりませんというのはあったので、それはちゃんと受けときたいと思うんですけど、あともう10か月を切っているんです。そういう中で、まだ地元の皆さんと協議調整中ってどういうことなんですかね。以前、いわゆる方向性について全員協議会で説明いただいてから、もう何年ってたちますよね。そういう中で、まだ地元がこの話ができてないというのは、これちょっと一体何が問題なんだろうかというふうに、そこが出発点でしょう、協定の相手なんですから。そこがね、なぜいまだにちゃんとできてないのかというのは、大変疑問に感じるわけなんです。そこはどうなんですか。じゃあ、いつ協議されるんですか。前に和東町の議会では、半年前までには方向性は出したいと言われましたよね。そう考えると、もう余り時間ありませんよ。いつまでに地元の協議は終了されるんですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えいたします。この件でございますが、岡本議員の先ほどの質問で答えさせてもらっていることと思いますが、協定の内容は、いわゆる延長はしないという内容が入っているわけです。ゼロであります。だから、まず地元町長として、ゼロからスタートしますから、なかなか接点、お願いしますよという飛び込みはできないと、こういうことで、まずは3町村そろって、こうやって無事過ごさせていただいてご協力をいただいたことをお礼を申し上げなきゃならない、こういうことを地元町長と、まずは下島区の焼却場のあるところとお話をさせてもらおうと、こういうことで進めてまいります。向こうにもご都合があります。全員協議会にかける前に、役員として聞かせていただこうと、そのときにもいろいろと向こうのご都合があるということで、なかなか現在そういう調整が、お礼にも行けていない、こういうことであります。前提として、真摯に受けとめておるということでありますので、先ほどありましたように、粘り強く延長のお話はしてまいりたいと思っております。そうやってご理解いただきたいと思っております。しかし、話し合いがつかずして強引にできませんので、緊急避難措置という方法をとると、こういうことでございます。これは、先ほど収集業務が全て変わるわけじゃなしに、その焼却のあり方が変わる、いわゆる行政内処分の仕方が変わるということでありますので、住民には不安のない形で進めてまいりたい、このように思っております。まずは、協定書の内容を真摯に受けとめておると、このような前提の中で粘り強く進めていくということでご理解を一つよろしく願います。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

私、今日は久しぶりに連合のほうに来させてもらったんですけど、前いたときとほぼ同じ答弁をされていると思うんです。だから、それほど進展していないということだと思うんです、地元との関係では。だけど、これはやはり期限があることですから、言われるように、要は3月で一応協定期限が終わって、地元の理解を得られなかったら、ほかの方法を考えなくちゃいけないというのは事実ですから、そういう点では、もう既にこの場で一定の「どうする」ということがわかってないといけない時期だと、私は思うんです。なのに、まだ地元にも入れていないわけでしょう、要は。行けてないんでしょう。お礼も言えてないんでしょう。だから、ゼロからというところはまだゼロのままという状況というのが、今のもう10か月切った段階というのは、これは大変ゆゆしき事態じゃないかというふうに思うんです。本当に来年3月を迎えられるのかというふうに、正直思うんです。安心してほしいと言われるけれども、何をもって安心してほしいというふうに思ったらいいかということも正直思いますので、やはりせめて地元との関係で、ゼロからと言われるんだしたら、まず「1」にさせていただきたい、早急に。まだ具体的な期日も何も言っていないかもしれませんが、ぜひそこは期日をもって取り組んでいただきたいと思うんです。それと、もう一点は、民間委託した場合の経費の試算については、まだ明らかにできないということでした。私は、これも大変遅いと思うんです。やはりどれぐらいの、今の処理している経費とそれを例えば民間に一時でもお預かりしていただくということをした場合の、例えば各町村の分担金がどうなるのか、そういったことがまだ一つも明らかにされていないというのは、やはりちょっとそれは余りにもお粗末じゃないかと思うんです。その民間委託した場合、さっき「調整中」と言われたけれども、じゃあそれはいつ議会に、また、住民に明らかにしようというふうに思っておられますか。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

「1」にしてくださいと、こういうことですがけれども、「1」というのは、先ほど言われたように、質問もありますように、非常に厳しい状況にあることは事実です。だから、そういう方向にない住民の不安を与えないように頑張っていくというのが、今やっているとこころでございます。それともう一点ですが、緊急避難でございますので、経費が高い、安いという方向というよりも、どういう手段がとれるかというのを第一に考えております。そういう中ではっきりして、そういう方法を考えていかなきゃならない。だから、高けれ

ばやめるといふわけにはなかなかいかないところが難しい問題であるわけですが、まず一つは、緊急避難措置の方法、手段、これを民間委託と、こういう手段のほうで今検討して、そういう方法で進めているという段階であります。まず、期間がないわけでございますので、この期間の範囲内で住民に不安がないように我々努力し、努めてまいりたいと、このように思っているところであります。先ほどありますが、遅い、早いというよりも、私は、やはりこれは真摯に受けとめてというのは、協定書はひとまずゼロにして、それからお願いと、この時間から考えたら、確かにご心配いただいておりますように、相手のある話、下島区だけではなく、道路が通っている撰原区、そうやって周辺、石寺、加茂周辺の地区、そういったところの声も考えていかなきゃならないわけでありまして。そういうふうにご考えますと、非常に厳しいですから、緊急避難措置というのが、やはりこれは避けられない方向になってまいります。そういうことで、一つ住民のご理解をいただきながら、これからも進め、努力してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

1番、岡本正意議員の一般質問が終了しました。これで一般質問を終わります。この際、議場の時計は午前10時43分、15分間休憩します。

（休憩 10：43～10：58）

◎ 議長（杉岡 義信）

休憩前に引き続き再開します。日程第6 報告第1号 平成29年度相楽東部広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書について、広域連合長から行政報告の申し出がありました。これを許します。連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

報告第1号 平成29年度相楽東部広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度相楽東部広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、ここに報告させていただきます。5款教育費、3項小学校費、笠置小学校のり面保護対策事業といたしまして、685万6,000円を繰り越し、平成30年度において事業を実施することになりましたので、報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

これで行政報告を終わります。日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号）専決の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

承認第1号 平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号）専決の承認を求めることについてご提案申し上げます。平成29年度予算につきましては、地方債及び国府支出金の決定や歳出の精査に伴い、予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

失礼いたします。それでは、平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号）専決につきましてご説明を申し上げます。今回は、地方債、並びに国府支出金の確定及び歳出の精査による補正を行っております。それでは、予算書の1ページをご覧ください。今回の第4号専決補正では、第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,201万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ8億5,579万9,000円としたものでございます。第2条地方債の補正でございますが、第2表を予算書の6ページに掲載しておりますのでご覧ください。今回、一般廃棄物処理事業債を550万円減額し、補正後の限度額は510万円となっております。それでは、歳入から主立ったものについてご説明を申し上げます。予算書12ページ、こちらとあわせて資料の2ページをご覧ください。まず、負担金で3,848万4,000円の減、次の分担金では228万6,000円の減となり、今回の補正予算分といたしましては、各町村に合計で4,077万円をお返しさせていただいております。次に、3款の国庫支出金では、交付額の確定に基づき、小学校費、中学校費補助金を合わせまして38万2,000円の減額を行ったものでございます。次に、府支出金でございますが、こちらも補助金の額の確定によりまして、221万6,000円を減額補正しております。内容につきましては、予算書13ページの説明欄に記載のとおり、各節における未来づくり交付金をそれぞれ減額したものでございます。続きまして、予算書14ページをお開きください。雑入で310万5,000円を減額しております。主には、15ページの説明欄にありますとおり、南山城村給食センターの給食費、並びに、南山城保育所給食材料費の実績見込みに基づく減額となっております。次に、同じページ一番下の9款連合債でございますが、先ほど第2表の地方債補正でもご説明いたしましたが、一般廃棄物処理事業債550万円を減額しております。衛生費の施設整備費で予定しておりました工事において、起債対象事業費が減少したことによるものでございます。次に、予算書16ページ以降の歳出予算でございますが、

こちらにつきましては、3月末時点での各事業の執行状況や経費の支出状況から、出納整理期間での支出見込み額を踏まえた上で、必要額を精査いたしまして減額を行ったものとなっております。歳出につきましても、主立ったものについてのご説明とさせていただきますが、資料4ページ以降に内訳、説明等を記載しておりますので、合わせてご覧をいただきたいと思います。それでは、予算書16ページからお願いいたします。16ページ、2つ目の項目になりますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で117万2,000円の減額となっております。主には、13節委託料において、委託業務内容の精査・見直しによる減額を行ったものでございます。また、府支出金の額の確定によりまして、財源として見込んでおりました未来づくり交付金の一部、65万1,000円につきましても、減額をするものでございます。次に、予算書18ページをお願いいたします。一番下になりますが、4款衛生費、2項清掃費、1目衛生総務費で31万円の減額となっておりますが、こちらにつきましても、13節委託料の減によるものとなっております。平成29年度におきましては、地元との公害防止協定に基づく基準値を超える測定値となることがなかったため、追跡調査の費用が不要となったものでございます。同じページの、次の項目になりますが、2目じんかい処理費では、492万8,000円を減額しております。主な内容といたしましては、11節需用費での、焼却に用います重油使用料の減少に伴う燃料費や次の21ページになりますが、2炉同時の焼却運転を行う必要がなかったことによります電気代など光熱費、その他処理に伴い必要となります薬剤の使用料、購入量が減少したこと、また、13節の委託料では、こちらに記載しておりますとおり、各委託業務におきまして、3月末での実績見込みにより、295万5,000円を減額したものとなっております。次に、同じく3目の施設整備費で、330万5,000円の減額となっております。13節の委託料では、ごみクレーンとばいじん濃度計の点検委託料で、合わせて33万7,000円を減額しておりますが、ともに点検作業内容の精査によるものでございます。15節工事請負費では、288万円の減額となっておりますが、当初予定しておりました1、2号炉誘引通風機点検整備の工事内容を大幅に見直したことによるものでございます。これによりまして、財源として見込んでおりました未来づくり交付金88万5,000円と歳入でもご説明いたしましたが、一般廃棄物処理事業債550万円がそれぞれ減額となっております。続きまして、20ページ下段からは教育費になります。5款教育費、1項教育総務費では、一番下の行になりますが、69万円の減額となっております。資料では、6ページ中ほどよりやや下から、7ページの中段あたりになります。特定財源では、学校施設環境改善交付金が額の確定により4,000円の減となっております。次に、予算書の22ページをお願いいたします。5款教育費、2項小学校費ですが、中ほどにございます、特に2目の和東小学校管理費で1,976万円と大きく減額を行っております。内容といたしましては、15節の工事請負費において、空調設備工事などの入札執行による請負減など、1,835万円の減額によるものとなっております。こちらも特定財源の学校施設環境改善交付金が額の確定により、24万9,000円の減額となっております。続き

まして、予算書の24ページをお願いいたします。こちらの下段からは中学校費になります。資料のほうでは、9ページの下段あたりからになってまいります。1目笠置中学校管理費で、537万円の減額となっております。大きなものといましては、正規教員の配置により不要となりました非常勤講師等謝金など、8節報償費での368万円の減によるものとなっております。次に、予算書の28ページをお願いいたします。28ページ中ほどになりますが、5款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費で、387万5,000円の減額となっております。資料のほうでは、11ページの下段から15ページの中ほどにかけて、詳細な内訳等を記載しておりますのでご覧いただけますでしょうか。非常に多くの事業がございます。こちらにございますとおり、各事業ごとに実績見込み額などを精査いたしまして、アルバイト賃金や各種講座・教室開催における講師への謝金、また、移動に使う予定をしておりましたバスの借り上げ料など、これらを減額したものとなっております。続きまして、予算書30ページをお願いいたします。同じく2目社会教育施設費でも138万円の減額となっております。こちら、資料のほうでは15ページから16ページに、事業別の内訳を記載しております。それぞれの事業ごとに必要額を精査し、減額を行ったものとなっております。同じく予算書30ページの下段ですが、5款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費で、167万7,000円を減額しております。こちら、資料のほうでは16ページから17ページに記載のとおり、各事業ごとに必要額を精査いたしまして、委員報酬や報償費、また、バスの借り上げ料などを減額したものとなっております。続きまして、予算書の32ページをお願いいたします。同じく5款教育費、5項保健体育費の2目給食業務事業費では、139万3,000円の減額を行っております。主には、南山城村給食センター運営諸経費における光熱水費や賄い材料費など、11節需用費での125万円の減額によるものでございます。なお、歳入のほうでもご説明を申し上げましたが、その他特定財源として見込んでおりました、南山城村給食センター給食費と南山城保育所給食賄い材料費の合わせて313万4,000円も、特定財源のほうで減額となっております。以上、簡単ではございますが、議案の概要説明のほうを終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

これから質疑を行います。岡本君、ちょっと待ってて。この後、まだもうちょっとあるねん。質疑につきましては、全ての議案において同一議題について3回までとしておりますので、申し添えます。質疑ありませんか。岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

専決ではありますけれども、幾つか確認の意味を込めて、何点か伺いたいと思います。また、委員会での質疑に重ならないところでよろしくお願ひしたいと思います。まず、予算書19ページの衛生費の関係ですけれども、先ほど若干説明とありますが、ありました、

東部クリーンセンター公害環境測定調査委託とセンター周辺地域公害環境測定追跡調査委託ということで減額なっておりますけれども、追跡調査については必要性がなかったということで減額ということなんですけれども、この、いわゆる公害環境測定調査というものが年間にどのような形で行われているのかを、少し説明いただきたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

すみません、岡本議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。東部クリーンセンターでは、環境測定、いわゆる大気、それと汚水を含めて検査をさせていただいている部分がございます。その中で今回大きく減額をさせていただきましたのは、ダイオキシン類等を含む、いわゆる排出ですね、焼却飛灰等から出てくる、そういったダイオキシン類等の検査項目に入っている項目について、検査をしているものでございます。その中で、追跡調査というのは、一定の基準を超えた部分について、いわゆる施設外のところでの影響調査を含めて定点観測、追跡調査を行うもので、今回そういったことがなかったということで減額をさせていただいているものでございます。後、回数につきましては、定期的に影響調査としては年間2回計測をしておるんですが、追跡調査としては1回を含んでいる分に、今回その必要な測定が必要なかったということで減額をさせていただいております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

それで、この測定、いわゆる公害について、特にダイオキシン類等について、やはり地元自身がお茶の産地ということもありまして、特に周辺地域の方自身も20年間、大変この部分についての影響等について神経をとがらせておられたというふうに思います。そういう点で、数値については一定基準値以下のところで推移しているということではあるんですけれども、以前、公害防止委員会等に出席させていただいたときに、一定地元の方からも、大変厳しいご意見が、それはそれで環境調査に対する中身も含めて出ていたときもあるんですけれども、その辺の調査についての結果について、地元の方などへの説明や、また情報の公開についてはどのようにされてきたか、それだけちょっと確認をお願いします。

◎ 議長（杉岡 義信）

中嶋環境課長。

◎ 環境課長（中嶋 孝浩）

定期的に公害防止委員会を開きまして、地元区の代表の方々、あと、当然議会の方からの代表の方々等も含めて、ご報告をさせていただいております。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

こういったダイオキシン類等の影響については、もちろん一定の調査の中で基準値以下ということはあるんですけども、20年間操業されてきて、やはり一定蓄積したものというの否認めないというふうに思います。そういう点では、今後とも、一定そういった調査については詳しくやっていただく中で、地元の安心について担保いただけますように、ぜひお願いしておきたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君、今、3回目。途中で変わるということはちょっと待ってくれる。次にしてほしいねん。それでなかったら、それからまたカウントが始まるから。

◎ 1番（岡本 正意）

どういう意味ですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

環境課長と、今3回目のやりとりしてるから。途中から方向が変わると、また1からカウントしやなあかんで、それをだけちょっときりつけて、それで次またやってほしいねん。答弁して、それで3回で終わり。

◎ 1番（岡本 正意）

次の分はいけないんですか。

◎ 議長（杉岡 義信）

担当課長、ないのか、答弁。

◎ 1番（岡本 正意）

別に答弁は求めてへんねんけど。

◎ 議長（杉岡 義信）

ほかにありますか。奥森君。

◎ 9番（奥森 由治）

予算書の22ページ、ご説明いただいた和東小学校管理費の空調の請負減やという説明があったんですけども、1,700万円って、これ、非常に額が大きいように思うんですけども、詳細に説明いただけますか。

◎ 議長（杉岡 義信）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

失礼いたします。和東小学校の空調設備工事ですけれども、平成29年度に入りまして実施設計を組んだ段階で、当初予算要求段階よりも工事費が少なく実施設計が組めたことによることも、要因の1つとなっております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

奥森君。

◎ 9番（奥森 由治）

いえ、今お手元に資料があるのであれば、言うたら、実施設計が何ぼで、請負額がこうで、予算額からすると1,700万円の大きな減額になりますよってという説明をしていただくとわかりよいんやけど。実施設計と請負減との話と予算現額との減額1,700万円との関係を説明してくれんと、請負減だけではこんな大きな数字出えへんので。

◎ 議長（杉岡 義信）

わからへんか。資料を用いながらして、後日またあれ、言いますわ。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ほかにありますか。岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

空調の件についてはちょっと今質問がありましたので、その下の雨漏り工事の件で、雨漏り改修について出ておるわけですけれども、これは和東小学校の分ではありますが、具体的な雨漏りの箇所、どこの改修をしたのか、それから対策の中身ですわね、どういう形で雨

漏りを防ぐための対応をされたのかということ、ちょっと説明いただきたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

失礼いたします。和東小学校の雨漏り改修工事ですけれども、平成29年度におきましては、校舎の接続箇所から雨漏りを起こしておりましたので、その補修を行っております。そして、管理棟の屋上部分につきましても雨漏り箇所が、防水層が傷んでおりましたので、そちらの防水層のやりかえ、補修を行っております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（杉岡 義信）

これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（杉岡 義信）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、採決します。承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号）専決について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号）専決について原案のとおり承認されました。日程第8 議案第4号 相楽東部広域連合第2次広域計画の変更の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第4号 相楽東部広域連合第2次広域計画の変更についてご提案を申し上げます。介護保険法第115条の4第2項第6号に規定に基づく認知症初期集中支援事業を、相楽東部広域連合で実施するに当たり、相楽東部広域連合規約の変更につきまして各町村議会でご議決いただき、京都府から4月1日付で許可されました。この規約変更に伴い、広域計画についても変更する必要がありますので、地方自治法第291条の7第3項の規定

によりまして議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

続いて、議案の説明を求めます。事務局長。

◎ 事務局長兼議会事務局長（安原 正康）

それでは、議案第4号 相楽東部広域連合第2次広域計画の変更について説明いたします。まず、一番後ろのページにございますけれども、新旧対照表をお願いします。今回ご提案いたします広域計画の変更部分は、介護保険法に規定する認知症初期集中支援事業について広域計画に位置づけるものでございます。改正後の欄をご覧いただきたいと思えます。3 広域計画の項目、(9)新たに「介護保険法第115条の4第2項第6号の規定する認知症初期集中支援事業の実施に関する事」が入ります。続いて、第2 広域連合が行う事務、「(9)介護保険法第115条の4第2項第6号に規定する認知症初期集中支援事業の実施に関する事務 広域連合は、次に掲げる事業を実施し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。ア 地域住民並びに関係機関及び関係団体に対する支援チームの役割及び機能についての広報活動、協力依頼その他の普及啓発活動に関する事 イ 認知症初期集中支援活動に関する事」を追加しました。この追加によりまして、その後の番号がそれぞれ繰り下がりとなります。それでは、広域計画案をお願いします、まず、2ページ目の中段と、それから、5ページ目になりますけれども、中段のところを網かけしておりますが、その網かけ部分が今回変更した部分で、先ほど、新旧対照表で読み上げた部分となります。以上が今回提案の変更部分となります。よろしくお願いたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（杉岡 義信）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（杉岡 義信）

討論なしと認めます。これで、討論を終結いたします。これより、採決します。議案第

4号 相楽東部広域連合第2次広域計画の変更の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、議案第4号 相楽東部広域連合第2次広域計画の変更の件は、原案のとおり可決されました。日程第9 議案第5号 平成30年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第5号 平成30年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額9億3,378万5,000円に、歳入歳出それぞれ1,273万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億4,651万6,000円とするものであります。今回の補正は、職員の人事異動等による人件費、セキュリティ対策としてネットワーク整備に要する費用、クリーンセンターの運転上必要な修繕工事費用、単価改定に伴う非常勤講師賃金、和東町給食センターの備品購入費などが主なものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

失礼いたします。それでは、平成30年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。それでは、予算書の1ページをご覧ください。先ほど、連合長からの説明でもございましたが、第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,273万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ9億4,651万6,000円とするものでございます。それでは、歳入からご説明申し上げます。予算書の11ページ、12ページをご覧ください。まず、負担金で1,037万2,000円の増額補正を計上させていただいております。町村ごとの内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。次の分担金では、今回、衛生費、施設整備費での工事請負費の増額に伴う財源補正といたしまして、1節施設分担金で235万9,000円の増額をお願いしております。続きまして、歳出予算のご説明をいたします。予算書13ページ、14ページをお願いいたします。あわせて資料のほうでは、3ページ、4ページになります。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で904万4,000円の追加となっております。内容といたしましては、14ページになりますが、事務局長の交代に伴う3節職員手当等の不足額で、31万2,000円を計上いたしております。13節委託料では、その他委託料として、平成28年度から実施しております情報システム、ネットワークのセキュリティー強化対策といたしまして、京都府セキュリティークラウドへの参加に伴います、設定等作業委託費用の469万8,000円を、また、次の18節備

品購入費では、セキュリティー対策におけるネットワークの分離、こちらに伴いますインターネット閲覧用端末などの機器購入費といたしまして、247万5,000円と総務課事務室内の書類保管用ロッカーなど、庁用備品の購入費用52万9,000円を計上させていただいたものでございます。また、19節の負担金、補助及び交付金は、京都府セキュリティークラウドへの参加に伴う負担金と派遣職員の人事異動等に伴う補正となっております。次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で12万6,000円を計上させていただいておりますが、障害者給付認定審査会の開催回数の増加に伴いまして、8節報償費で審査会委員への謝金、並びに12節役務費で、審査資料の郵送等に係ります通信運搬費の不足額につきまして補正をお願いするものでございます。続いて、同じく民生費の2項児童福祉費、2目児童館費、補正額4万2,000円を計上させていただいております。公用車等の修繕費1万7,000円、並びに、消防設備の点検保守委託料の不足分2万5,000円を補正するものでございます。続きまして、4款衛生費、2項清掃費、3目施設整備費の15節工事請負費で、235万9,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、焼却灰を排出する装置の修理を行う内容となっております。現時点で運転はできておりますが、焼却炉から焼却灰を排出する装置の回転軸の部分に異常が発生しておりまして、万一この装置が故障した場合には、焼却炉自体の運転ができなくなるということで、直ちに修理を行う必要がございます。今回、必要最小限での部品交換など、こういった形での対応とさせていただくものとなっております。次に、5款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、1,036万6,000円の減額となっております。内容といたしましては、教育委員会事務局におけます事務アルバイトの職員の雇用に伴う賃金の増額と、19節負担金、補助及び交付金は、派遣職員の人事異動等に伴う減額補正となっております。次の、2項小学校費、1目笠置小学校管理費におきましては、78万8,000円の追加をお願いしております。次の15ページ、16ページにまたがりませんが、7節賃金では、笠置小学校の複式対応講師の月額賃金が4月から改定されております。それに伴いまして、期末手当と賃金では不足分の追加をお願いしておりますが、本年度の講師さんにつきましては、近距離からの通勤ということになっておりますので、通勤手当のほうでは13万9,000円の減額を行うといった中身となっております。11節需用費では、修繕費として75万6,000円を計上いたしております。3月に実施されました消防設備点検の際に、防火扉の連動制御盤が故障しているということが判明いたしまして、予算補正をお願いし、早急に修理を行うものでございます。また、次の13節委託料につきましては、次の2目和東小学校管理費でも同じ内容を計上させていただいております。平成30年度から給食の運搬などに使用しております小荷物専用昇降機、こちらのほうの定期検査の実施とその結果報告が義務づけられましたことに伴いまして、必要となります委託業務費用の追加をお願いするものでございます。続きまして、5款教育費、3項中学校費の1目笠置中学校管理費では、非常勤講師の労務単価改定に伴いまして、8節報償費で7万2,000円の追加をさせていただいております。次の2目和東中学校管理

費、こちらでも同様に、非常勤講師の労務単価改定に伴う追加と4月からの新しい講師さんの決定によりまして、必要な社会保険料と通勤手当など64万1,000円を計上させていただきます。次の、3目文化財保護費では、923万5,000円を計上させていただきますが、こちらにつきましては、4月からの和東町史編さん室開設に伴いまして、新たに派遣されました職員に係ります人件費となっております。最後に、5款教育費、5項保健体育費の2目給食業務事業費で73万6,000円を追加いたしておりますが、主には、和東町給食センターの真空冷却機購入に係る費用を追加するものでございます。以上で、第1号補正予算案の概要説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。畑君。

◎ 7番（畑 武志）

それでは、予算書の14ページの中の衛生費、今、総務課長から、灰を排出する装置の交換補修工事ということで235万9,000円が計上されております。また、これは今の説明では、必要最小限の工事ということでございますので、先ほどから一般質問等々で聞かれておりますが、3月31日までの一つの目安かなと、このように理解をしているわけでございます。そこで、先ほどからいろいろ問題になっております、問題というのか、一般質問の中にもございました、北久保議員と岡本議員、そして、古くは平成29年3月9日に奥森議員の一般質問、また、同年7月13日には西岡議員、そして、平成30年3月5日の議会では岡田議員、そして今回、北久保議員と、いろいろ質問されておるわけでございます。その中で、ちょうど2年前でしたか、検討委員会を立ち上げてほしいということで6月9日、そして7月27日にわたり、行政側から、どういう方向でもっていくんだということを、議会の方にも方向づけをお聞きしたいということで全員協議会を開催し、議会から、やはり地元の交渉をお願いするということでございましたが、全員協議会の中でその報告会をしながら、その課程すら報告されていないということは、皆さんご存じやと思います。それについて連合長はどのように思っておられるのかお尋ねをしたいと、このように思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えいたします。これは、先ほども一般質問がありまして、これまでもありますが、この焼却場については、地元、また周囲の地域と協定を結んで、20年間ということで進

めてまいりました。そして、その中身については、協定の延長はしないという項目も入っているわけであります。先ほど言いましたように、こういったものを今まで答弁させていただいておったのは、やっぱり協定で住民のご理解をいただいて進めてきたものですから、真摯に受けとめると、こういうことでもありますので、先ほどもありますように、延長という話は、相当慎重に粘り強く、正しくしていかないと、延長ありきの中ではなかなか進まない、こういう状況の中での話ですから、非常に答弁でも、そうしたことの意味の答弁をさせていただいております。まずは真摯に受けとめて、そして努力していこうと、だから、まずは無事に来たところから、延長という話をもっていくわけやなしに、お礼から行くという話をさせていただいて進めてまいりました。そして、先ほど答弁させていただきましたように、今も法律上の趣旨は、これは住民との紳士協定の中での内容でありますので、やっぱり延長、協定というのは本筋であります。あり方検討委員会の中では、そうやって法律の趣旨に基づいてやっていくことが大事でありますので、そういったあり方については、それを中心とした内容でまとめております。これは、何回も3方式があるわけなんです。そういう方向で今進めているわけであります。だから、住民の皆様にも、今お尋ねのように、どう説明してきたかとか、住民のご理解を得てきたかとか、こういうことではありますが、紳士協定の意味しているところがそのままの意味であるわけであります。だから、後は、先ほど岡本議員にも質問していただきましたように、本当はこれで真摯にというのは終わるわけですから、ゼロからスタートして、新たにお願いなきゃならん、非常に慎重に進めていかなきゃならない、こういうことで、今、地元とも当たっておる、こういうことでもあります。そのほかには、地元をまず話を進めていかないと、ほかの周囲の協定のところへ行くと、地元とも話をしてないのに、周囲からというわけにはいきません。また、そういった印象を害することもあると思いますので、まずは地元との協定、それが相手のある話でありますので、非常に今もこちらの思うようには進んでいないと、こういうことでご理解をいただきたいと思います。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

畑君。

◎ 7番（畑 武志）

私、今聞いた内容はちょっと違うんです。私、もう3回しか質問できません、この問題について。1回いたしました。あと2問なんです。だから、今私がお聞きしたのは、全員協議会で我々に、あり方検討委員会を立ち上げてどうするんだということで、議会としてはこういう方向でお願いしたらどうですかということをお願いしたんです。だから、紳士協定も何もそんなこと聞いてませんやん、今。今聞いているのは、なぜ報告されなかったのかということをお願いしているんです。その答えは、報告なんてできないでしょう、今話を聞

いていたら。だから、私が聞いていることと町長の答弁と、全然違うんですよ、聞いていることは、私、こういうことを聞いているんですよと言うてんねん。だから、3回の時間しかないのに、こういう同じことばかり言ったって、話、もったいないだけです。おそらく議長は「3回で終わってください」ととめられます。和東なら、事業のことならば5回でも言ってくださいと、こういう措置をとっております。しかし、これはルールですから仕方ありません。それで、今、紳士協定を結んでおられると。これは、私は何もかも理解しております。先ほど岡本議員のほうから質問があったとき、地元に行かれたんですか、話し合いに行っておりますと、こういう答弁でしたね。ところが、それを受けるなら、連合長は、いつ、何月何日に行かれたと、覚えている限りで結構です。中身についても要りません。行かれた日にちを、誰と行かれたのか、その報告をしていただきたい。でない、我々和東町からも4人出ております。だから、笠置も村も4人ですから、特に下島って和東の地元なんです。地元の住民の方は、一体どうなっているんやと、それにつけて、和東町の代表している4人が、「いや、わかりません。今まだ続行中です」、しかし、先ほどの答弁では、お願いに上がりましたと、そういう話の矛盾が出てくるんですよ。だから、私らでも答えようがないと、そうしたら、何をしてるねん、あんたら議会は住民の代表違うのかと、もちろん連合長も住民の代表ですよ。しかし、我々聞かれたら、我々はそんな執行部も何もありませんから、先ほど言うたように、その検討結果をもって一遍行かばったらどうですかという答えは出しました。そこから要は何の報告もありません、これは事実ですわ。だから、いつ、どこで、誰と、これは3原則だと思います、行かれたのか、一つ報告願いたい、このように思うんです。確かに、話し合いに行ってます、これは個人的なこともあるかと思いますが。私もいろんな方から聞いておるから、このことをあえて聞かなくてはならないんですよ。だから、行っておられませんかとも言いません。今どんな状態になつとるのか、ちょっとクエスチョンマークですと、そういうしか答えようがないんですよ。だから、いつまでたっても奥森議員、西岡議員、岡田議員、北久保議員、岡本議員の質問と同じ答弁の繰り返しがずっと来ているんですよ、今までのこの議事録を上げてみると。昨日から議事録をずっと読んでるんですけど。だから、同じことを答弁答弁って、残り半年間になったんです。これをいつまで行くのか。おそらく紳士協定やから、町長は3月いっぱいまではこの状態で、改めて行くのか、それまでの間に行くのか、聞きたいのはそこなんです。緊急避難でもよろしいですよ。しかし、説明がつかない、行かないからつかないんでしょうし、地元と話をするのも当たり前でしょう。その周りについては、先ほど言った石寺、撰原、これについても説明に行かなくてはならないと思います。しかし、やっぱり地元との話し合いですよ。その辺についての答弁をお聞きいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

まず最初に、細かく今までの内容について報告させていただけるかどうかというのは、これは執行の内容の中で、必要のあるものについてはご報告させていただきますけれども、地元との「こうや」ということの詳しくというのは、これはちょっとこっちの主体的に考えさせていただくということでお許しいただきたいと思います。まずは、今まで答弁もありますように、一番大事なものは、最初に地元でもありますので和東町から探りと言ったら変な言い方ですけども、一応接触をさせていただくと、こういうことであります。これは地元の町長ということでも、答弁にどっかにありますが、まず行くということを答弁させていただいておりますが、そのことについては平成28年度ですね、その方は地元の区長さんでありますので、接しをさせていただいております。そして、その話のときに、次の平成29年度については、そして区長さんというのは、まだ和東の事情もわからないから、次の年度の方でどうですかという地元から提案をいただきました。そして、その方と今、提案をするということですから、区長会の最初のときにスタートというつもりでしたけれども、その方は違う役もあって九州に行かれていますということで会えなかったものから、その都度、いわゆる違うところでお会いさせてもらう中で進めているということで、これは内容は別として努力していると、先ほど言いましたですけども、やっている内容です。それとあわせて事務局とも話をしてきている中であります。いずれにいたしましても、地元については、基本的にはこうして無事に事故もなく進めていただいたということで、それについてはむしろ感謝をしているという意向があったわけですね。あとについてはこれですけども、やっぱりこれについては、先ほどの延長もいろいろありますから、真摯に詰めなければなりませんので、これはなかなか早く次の段階に行きたいわけなんです、それは何かといたら、やっぱりお礼から行くのが本筋であるわけですね、先に延長ですよというお願いより、まずはお礼から、そういう話の中でそろっていく機会が今でき得ない。だから、今の段階で、これではなかなか難しいねという段階に来ているというのが、今の状況であります。そのときは、さっきの3つがあります。今までから緊急にしているのは、トラブルが起こったときとか、いろんなときに緊急な処置をとらせていただいております。そういうほうの処置として、緊急な場合、その処置の仕方ですね、それはもう覚悟をしていかなきゃならないというつもりで、今進めております。しかし、相手と話をしている関係にはありますので、もうこれを覚悟という前提にはしていませんが、やっぱり粘り強くお願いしていきたいということで、今回も答弁をさせていただきました。そして、ある意味では、先ほどの、そんなんもうあと6か月決まったやないかというのは、覚悟のところについてはご理解をいただきたいというふうに思います。その3つの方で処置をとっていくわけですから、その1つの方法を緊急避難措置としてとってまいりたいと、このように思っております。そういったことは、今私どもが進めている状況でありますので、細かいやりとりを適時というのは、ちょっとここでも、それは相手のこともあります

ので、細かくは控えますが、方向としては、今申し上げました内容で努力をさせていただいておるということをご理解をいただきたいと思います。質問の内容でちゃんと答えたと思っているんですけども、抜けておれば、もう一つ次のところでさせていただいたらありがたいと思うんですけども、その点で一つよろしくお願ひしたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

畑君。

◎ 7番（畑 武志）

これで最終ですね。

◎ 議長（杉岡 義信）

最終。

◎ 7番（畑 武志）

はい。検討委員会の、うちからの報告の結果も、連合長、私質問しましたけど、そのことについては何も触れておられません。これはもうよろしいです。全員協議会の結果、こうやってやりなさいよと、そのことについても何も触れておられません。私、何であえてこういう質問をしたのかというと、先ほどの答弁を聞いたときに、地元との話し合いを進行中と、こう言われたんですよ。私もこんなん知りませんでした。ところが、やっぱりいろんな情報は入っております。事故もなく、公害もなく20年間過ぎてよかったと、これは誰でも一緒ですわ、連合長も私も同じようなんです。皆さん、同じように思ってます。特に公害、和東町はお茶産業ですから、公害が出たらえらいこっちゃということは、皆さん同じ思いなんです。ところが、20年間の紳士協定を守るから4月1日からいくと、私はこのようにしか取れないんですよ。20年間で一つの節目を終わりました、3月31日。平成31年4月1日から新しい年度に入ります。だから、20年がここで切れましてから、一つお願いに行くと、このように取っていいのか、それとも、残された6か月間の間に、これから、和東町は特にお茶で今農繁期ですから、その間を狙って8月ごろから入られるのか、多分8月ごろから入られるのかなと、私はこのように理解しているだけです。しかし、先ほどずっと答弁を聞いたら、20年間の紳士協定、紳士協定って言われるということは、20年間が終わったのが3月31日です。それで4月1日から協定を守りました。だから、改めて仕切り直してお願いに行くのかと、このようにしか取れないんですよ。そうすると、余りにも無責任と、誠意がないとしか、私は思うんですよ。だから、町長は紳士協定を守っておられると、それはそれでよろしいですよ。しかし、受けとめる相手側にとっては、住民は、何も誠意がないやないかと、伝わってこないやないかと、こういう思いもするんです。だから、地域懇談会で回ったという話も、うちの議会の中で話

をされておられました。それはそのときにそういう話が出とったのか、私はそんなんもう聞きたくありません。しかし、これはやっぱり下島区の住民に対して、誠心誠意をもって、今までの20年間ありがとうございましたと言うのが筋です。それを3月までに行くのか、半年前に行くのか、それとも、先ほど言うたように、同じことになりますけど、4月から改めてお願いに行くのか、わからないんです。そうすると、4月1日から緊急避難で動きましょと、住民に迷惑かけない、これは当たり前ですわ。これはもうやられることは当然です。そうすると、今度は休止状態に入りますわね、もし、やられないとしたらですよ、これは仮定の話です。町長はそこまで思っていないですからわかりません。その間、問題もいろいろ出てくるんです。このように思うんです。私、あえて連合長にこんなきつい質問してるかいうたら、先ほど言うたように、やっぱり4人は和東町の代表なんですよ。そのことを伝える義務があるですよ。おまえ聞いたか何かわからへんのかと言われてきたらね、私の性格としては、やっぱりいや、こういう状態ですよというのが、私の今の務めだと思っているんです。だから、あえて聞きたいんです。時間になりましたからこれ以上聞きませんけれども、その点だけ一つよろしく願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

1つは、先ほどのあり方検討委員会の内容についてはいろいろと、ご質問のあった過去にしておりますので、そういう内容で。あれはもう議員も内容をご存じだと思いますが、どうあるかという執行体制のあり方を諮問して、どういう処置の仕方をすればいいかということかけたわけですので、そういう手法があるということですから、そのまま丸抱えで住民にもっていくという内容ではありませんので、それは一つご理解をいただきたいと思います。それは、その方法でとってまいりました。それと、その中で1つとして、地元の延長がありますねということになるわけですね。だから、それはもう、一番はつきり言って、今言われたように4月から行くのか、それまでに行くのかって、行く係は、先ほど申しあげましたように、平成28年度の区長さんから引き継ぎました。そのときは、先ほど申しあげました、やっぱり相手の気持ちもいる中で動いて、平成29年度はそういう意味で余り動けてなかったということになります。そうやって平成30年度は、さっき言いましたですね、細かくあります。だから、私どもの今の考えは、先ほどもずっとありますが、今のご質問の内容でいいますと、4月からは燃やすことはとめなきゃならない、燃やさないということを起こらんようにしていくのが、今まで努力してまいりました。しかし、なかなか相手のある話、今も続けておりますが、区長さんはお茶をやっておられますから、お茶が終わるまでと、こういう話になれば、やっぱり無理に押しかけるわけにいかないわけですね、正直なところ。これ、ここまで言っているのか、悪いのかは別としてですね。

だから、そういう意味では、相手のある話ですから、話がつけば、4月から救済支援と行ける方向で努力するのが当たり前ですが、先ほどの答弁、なかなか確保としては厳しい状況にありますね。せやから、話をしていますから、まだもうやめましたという話は、ナンセンスなことだということで今まで言ってません。やっぱり努力はしていきたいということやけれども、もう皆さん方のご案内のとおり、この時期から来たら、先ほどの北久保議員も、岡本議員も非常に難しいねという判断からして、やっぱりそのときには、そのときのいけない処置、住民に迷惑をかけるわけにはいきません、いわゆる燃やしている処分というのを新たに緊急避難措置で処理しなきゃならないという方向で、今、非常に傾いた検討をしてきているというのが先ほどの答弁です。そして、そのやり方というのは、今まで住民に細かくお知らせしてきたかと、こういうことにもなるかと思うんですが、ご案内のとおり行政の処分の仕方ですから、今までから、「燃やしました」、「炉が壊れたから燃やせませんでしたから緊急避難措置をとりました」って、過去からもそれは言うてないわけです。収集業務については、先ほど心配されましたように、問題のないように、やっぱり収集業務をやっつかないかなきゃなど。しかし、やり方によっては、少しやり方を変えなきゃならんということが正直かもわかりません。ここは、原則としてということでさせていただきたいと思います。そうやって町村ごとによって変わる、少しどうなるのかちょっとわかりませんが、そういったことはあるにしても、大きいところでは収集業務を続けていくわけですから、住民に心配ないということをやっつかないかと、この思いです。だから、ちょっと繰り返しますが、町長は何も4月からお願いに行くのか、もう何のかというのは、もう今までからやってるから、相手の話、なかなか進んでないというのが先ほどの答弁です。これは、粘り強くやっつかないかと。相手が言われた、お茶が終わった時期にまた再開してやっつかないかというふうに思っております。なるべくその休止が短くなればいいなという努力をしてきたいと、いわゆる早いこと再開できる努力、一日も早いことできるようにしていくのが、先ほども答弁させていただきましたように、法律の趣旨からいっても、耐用年数からいっても、これは筋道ですから、せやから、住民を無視してはなかなかいけないと、せやけど、下島区から私はスタートしておりますから、下島区の方角抜きに、ほかの撰原区やら石寺区に行ったかて、これは怒られるだけの話ですから、余計こんな、もうご案内のとおりだと。そこをまずは集中してやらしてもろてるということでご理解をいただきたいと思う。だから、今おくらしているから、周囲がなかなか行けてない。だから、そういう意味で、一つその辺のやり方というのはいろいろありますが、当面、地元、今質問の趣旨はそこですので、地元の説明は相手が来てもらえるところには寄せていただきたい、そうやって事務的にしてもらいましょうかという調整しますので、この日に来てくださいと言うたら、その日に寄せてもらおうと思っております。そして、皆さんの前で説明せえと言われたら説明しようと思っております。その姿勢で、今事務局にも指示しております。そういうことで、いつするねんって、3月から4月まで終わって4月からすると、そうじゃなしに、一日も早いということでご理解いただきたい

と、以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

ほかにありませんか。坂本君。

◎ 8番（坂本 英人）

教育費の小学校費で、笠置小学校管理経費、複式対応講師賃金が出てるんですけども、笠置町の小学校の児童数も、とうとう3年後に23名になるというような児童数になっているかと思うんですけども、12月議会でもお聞きしましたけれども、笠置小学校の児童数減少について、笠置町として動いていくような手だてはお考えでしょうか、副連合長にお聞きします。

◎ 議長（杉岡 義信）

西村副連合長。

◎ 副連合長（西村 典夫）

坂本議員の質問に答えさせていただきます。今、坂本議員ご指摘のとおり、現在、笠置小学校は25名でございます。3年、4年後にしますと、23名になってきます。そうなれば、複式学級の形態を2つ、つくっていかねばならない状況になります。また、その先を見ましても、児童数は極端に減っていくというのが現状でございます。そういう現状で、すぐに対応ができるかといえば、それは無理な話でございます。今から児童数の減少を見据えて何らかの対策を考えていかねばならない、そのように考えております。そういうことに向けまして、検討委員会のようなものを立ち上げて、いろんな方の意見を求めながらそういう対策を講じていきたい、そのように考えておる次第でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

坂本君。

◎ 8番（坂本 英人）

町長として、副連合長として、笠置小学校、動いていくということなんですけれども、教育長、教育委員会として協力していただけるかどうかお聞かせいただきたいです。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほどから出てますように、現在25名です。ここ数年は、25名は切らんと何とか行きます。ただ、4年先になってきたら、もう25名を切る、そうやってきたら複々式になります。今がもう限界なんですね。だから、何とかいろんな、いわゆる魅力ある学校づくりを進めておるところです。ただ、だからといって、それですぐに転入があるということはないんですけど、やっぱり我々いつも考えているのは、特色ある学校イコール、まず魅力ある学校、子どもが通いたい、親が通わせたい、こういう学校づくりというのは笠置だけではないんですけど、このことについて、まず一生懸命やっていくと。うち、それこそずっと続けておるんですけど、子どもたちにとっては、やっぱり日ごろは4人、5人で授業をやっております。最低月1は30人学級、いわゆる合同学習ですね、これも充実しながら、子どもたちもそれなりの集団性を身につけながら成長していけるようにという対応を考えております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

坂本君。

◎ 8番（坂本 英人）

今、京都府の学校教育の団体の方へ代表で行かせてもらってますので、いろんな地域の方々とお話をする機会があります。当然、統廃合をやむなくされた地域の方と話すことも多くあります。やはり親御さんと話している中で、この25人という数字がやっぱり限界だと。一桁になれば、もう統廃合しかないと、そこから児童数を増やすようなイメージを持つような自治体はあり得ないというお話を多く聞きました。笠置町も、その足音が大きくなってきていると。魅力どうのこうのという話はあるんですけども、移住呼びかけ人として、今、京都府の制度で動いておるときも、先月ですか、3名の移住希望の方が笠置町の方に相談来ていただきましたが、やはり住む場所がないとか、どうのこうの問題はありますけれども、そこのお子さんが3歳だったんですよ。単純に3年後に児童数が減ってくると、そのときに小学校1年生の子なわけですよ、今年に引っ越してもらえれば。そういうふうなチャンスもいっぱい、笠置町、この東部3町村にはあるという事実があるにもかかわらず、笠置町は一番先に人口が少なくなっているにもかかわらず、まだ手だてがないというのは、やっぱり寂しいなと思いますし、チャンスを逃しているということを日々思うわけです。何とか京都府の支援ももらいながら、今ぎりぎり25名の生徒数を担保できている間に、何とか笠置町が先陣を切って、先行事例じゃないですけど、この東部3町村の小学校教育のあり方というものの一つ何か動きを、早急に教育委員会と連携しながらとっていただきたいということを強く強く要望して、この質問を終わらせていただきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

それでは、16ページの和東中学校管理費に、非常勤の先生の関係の予算が入っておりますけれども、まずお聞きしたいのは、今、中学校におけます非常勤の先生も含めた講師の先生の方の配置数がどの程度なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

和東中学校の非常勤の先生ですけれども、現在4名の先生に勤務していただいております。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1番（岡本 正意）

それで、一定どの学校につきましても、正規の先生方とプラス講師の先生で学校の体制とか、また、教育活動の体制が支えられているということは重々わかっているんですけども、ただ、やはりいわゆる和東中学校のような小規模校、各学年1学級ずつになっているようなところでも、例えば担任でも正規の先生で全て見られていないということもありますし、あと、教科によっては、コマで対応されているような先生が配置されて、常時学校におられないような状況も、かつてもありましたし、今もあるというふうに思うんですけども、そういう教育体制の先生の配置の部分で少し窮屈になっているのではないかという印象を受けるわけですけれども、その辺は、教育委員会としてどういうふうにお考えでしょうか。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

教職員の配置のご質問でございますが、教職員の配置につきましては、生徒数、学校規模等一定のルールに基づいて配置されております。そういった中で、学校独自の教育というのをできるだけ組み込んでいくという中で進めているところでございます。現状、なかなか学校規模、生徒数の中で教員数をというのは難しい課題ではございますが、できるだ

け特色ある教育がつけられるように取り組んでまいりたいと思っております。

◎ 議長（杉岡 義信）

岡本君。

◎ 1 番（岡本 正意）

ある保護者の方のお話等では、例えばある教科の先生がコマで対応されているということもある中で、例えば授業の後でいろいろ聞きたいことがあったとしても、もうおられなくなってしまうとかいうことも、いつもではないにしても、そういうこともケースとしてはあるということもちょっと聞いたりしているわけですが、小学校においても、本来体育等は、専門的な技術とかの、そういった知識等を持った方が対応されたほうが安全面でも大変大事だとは思いますが、そういう意味では、なかなか教員の配置というのが厳しい状況にあるというふうに思います。話によると、今後、子どもの減少によっては、事務職員の配置等にも影響が出てくるんじゃないかという話もちょっと一方では聞いているんですが、先ほどいろいろ特色ある取り組みを頑張っているという話もありましたけれども、やはりそれを支えるのは先生方の体制ということもありますので、そこについて、教育委員会としては、文科省も含めて、一定適切な教育体制をちゃんと担保してもらえるような要望を、ぜひそれはそれで強めていただきたいというふうに思うんですが、その辺の考えだけお聞かせ願いたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

今、指摘していただいたように、中学校の場合、小規模校は、いわゆる教科に1人ずつという形にはなりません。これは、小学校と配置基準が違いますので、生徒数で行きますから、実際本務者というのは、いわゆる主要教科ですね、ここが本務者になってまして、どうしても音楽とか美術とかというのが講師になってきます。もちろん、局のほうでも一部は時間配分をしてくれておりますが、どうしても小規模校は単費で賄わなければならないという現状にあります。それがまず1つです。あと、今、小中連携に取り組んでますから、例えば中学校の先生が音楽とか、あるいは美術とか、数学とかという形で、小学校に入って一緒に授業をやったりとか、もちろん今年から英語が始まりましたから、英語についても中学校の教員が小学校に出かけて、いわゆる出前授業ですね、そういう形で小中連携をしながらやっているのが現状です。議員ご指摘のように、教育委員会としましては、人の配当については、国なり、府なりにもいつも働きかけておるところですが、なかなかそこは厳しいところがあります。いわゆるチーム・学校という考え方の中から、例

えば今、事務職員の問題とかがこれからも出てくるかと思imasuので、そのあたり、今の人材で有効活用しながら、小中連携、これを図っていきたいというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）
奥森君。

◎ 9番（奥森 由治）
予算書13、14ページ、事務局費のアルバイトを雇用すると、これ、雇用する必要な理由は何ですか。

◎ 議長（杉岡 義信）
学校教育課長。

◎ 学校教育委員課長（竹谷 正則）
失礼いたします。事務局の職員ですけれども、4月の人事異動に伴いまして、臨時職員を雇用する必要が生じたので、今回、補正要望を上げさせていただいております。

◎ 議長（杉岡 義信）
奥森君。

◎ 9番（奥森 由治）
そうすると、もう一回聞かないことになるんですけど、なぜ必要になったんかと聞いてんねやから、「必要になったんや」では答えになってない。これ、1回抜いといてくださいよ。それと、次、アルバイトを雇用するについて、登録をされておって、連合の事務局のほうへアルバイトをしたいですよという登録をもとって、順次雇用していつているのか、その辺はどういう取り扱いをしているのかお聞きします。

◎ 議長（杉岡 義信）
教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）
失礼します。アルバイトの雇用の理由は、派遣職員の不足分を補填する形で雇用しております。4月中旬からの雇用でございます。採用の方法でございますが、アルバイトは事前登録制という形でアルバイト登録という手続を経て、その中でお願いしておるという形をとっております。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

奥森君。

◎ 9番（奥森 由治）

わかりました。なぜ聞いたかという、当初予算で、3月の時点でまだわかってなかったのかどうかわかりませんが、当初予算に計上されなくて6月に計上されたということは、特異な事例があったんやという理解をするので、なぜ必要となったんかとあえてお聞きをしております。これ3回目で、終わります。

◎ 議長（杉岡 義信）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

事務局費の中で見ております、学校教育課の派遣職員の1名の代わりという形で、臨時職員の雇用をしております。5月末日でもちまして、臨時職員でもっての対応という形でございますが、事務を滞りなく進めるために補正で要望しております。当初予算時点では、見込まれていなかった内容でございます。以上でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（杉岡 義信）

これで質疑を終結します。これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（杉岡 義信）

討論なしと認めます。これで討論を終結します。これより、採決します。議案第5号 平成30年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、議案第5号 平成30年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）について原案のとおり可決されました。ちょっとだけ中断させてください。資料配ってください。

（資料配付）

◎ 議長（杉岡 義信）

再開します。日程第10 同意第2号 相楽東部地域公平委員会委員の選任の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

同意第2号 相楽東部地域公平委員会委員の選任についてご提案申し上げます。相楽東部地域公平委員会の村城康裕委員の退職に伴い、新たに森脇美隆さんを委員に選任するものでございます。なお、任期途中での交代となりますので、任期は、前任者の残任期間であります。平成33年1月25日までとなります。ご本人の了解も得ておりますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

それでは、同意第2号 相楽東部地域公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。同意第2号 相楽東部地域公平委員会委員の選任について。相楽東部地域公平委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。平成30年7月13日提出、相楽東部広域連合広域連合長堀 忠雄。別記でございます。氏名、森脇美隆。住所、京都府相楽郡和束町大字別所小字納豆90番地の2、生年月日、昭和22年11月14日。議案書の2枚目に経歴書をつけてございます。現在、70歳、男性の方でございます。以上、よろしくお願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

お諮りします。この案件は人事案件ですので、質疑・討論を省略し、採決することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（杉岡 義信）

異議なしと認めます。質疑・討論を省略します。この採決は、挙手によって行います。森脇美隆君を相楽東部地域公平委員会委員の選任に同意することに、賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって、森脇美隆君を相楽東部地域公平委員会委員の選任につき、同意することに決定しました。日程第11 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から、会議規則第76条の規定により、お手元に配付

の申し出の一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（杉岡 義信）

異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。堀広域連合長挨拶。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

閉会に当たりましての、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。本議会におきまして、提案させていただきました案件、全て原案どおり承認いただき、また、ご同意をいただきありがとうございました。こうやって本日も、今回も、皆様方の本議会を通じて、いろいろなご意見を頂戴いたしました。今後の連合行政の中に生かさせていただきたい、このように考えているところでございます。どうかこれからも、議員各位におかれましても、連合行政について一層のご理解とご協力、また、ご支援を賜りますことを切にお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

これもちまして、平成30年相楽東部広域連合議会第2回定例会を閉会します。本日はご苦労さまでした。